

8 豊 福 障 第 28－4 号
8 豊 こ 子 第 50－2 号
令 和 8 年 5 月 25 日

豊前市監査委員 林 田 冷 子 様
豊前市監査委員 内 丸 伸 一 様

豊前市長 西 元 健
(福 祉 課)
(こども・健康課)

定期監査等の結果について(回答)

令和8年2月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 委託事業の執行について

福祉課が実施する委託事業においては、事業の性質上、受託可能な事業者が限定される場合が多く、随意契約により契約を締結している事例が多数を占めている。長年にわたり特定の団体に継続して委託しているケースも認められ、その一部には業務仕様書の記載が不十分であるにもかかわらず、長年の慣行や事業者への一任により事業が執行されている状況が見受けられた。なお、業務仕様書の不備については、前回の定期監査において指摘しているが、現時点においても十分な改善が図られていない状況であった。

業務仕様書の不備に起因し、複数の契約において改善が必要な状況が生じている。障害児学童保育事業委託契約においては、見積金額の精査が困難となり、翌年度返還金が発生する事態となっている。また、豊前市コミュニケーション支援事業（手話通訳者設置事業）委託契約においては、見積りにおける勤務日数と実績日数との間に乖離が生じているにもかかわらず、実績による精算が行われていなかった。その他の委託事業においても同様の課題が散見されており、早急な点検及び改善が求められる。

今後の業務委託に際しては、適切かつ具体的な業務仕様書を提示するとともに、提出された見積書が当該仕様書の内容と整合しているかを十分に精査されたい。

さらに、実績報告にあたっては、業務仕様書に基づく業務が適切に履行されたことを確認する必要がある。このため、今後は収支決算書に加え、委託業務の実施状況が確認可能な実績報告書の提出を求めることが適当と考える。

【措置内容】

業務委託に際し、業務ごとに早急な点検をおこない、適切かつ具体的な業務仕様書を提示するよう改善を図ります。また、提出された見積書が仕様書の内容と整合しているかを十分に精査するよう努めます。

また、実績報告にあたっては、収支決算書に加え、委託業務の実施状況が確認可能な実績報告書の提出を求め、業務仕様書に基づく業務が適切に履行されたことを確認する等、適切な事務処理に努めます。

すでに、障害児学童保育事業委託については、令和8年度の委託契約時に仕様書を作成し、委託内容の明文化に努め、委託業務の実施状況が確認できるよう、実績報告書内容の改善を図るよう求めています。

豊前市コミュニケーション支援事業について、現在、当該事業だけでなく、当課が所管するすべての業務委託契約を対象に、見積時の積算根拠との乖離の有無について点検を実施しております。

今後、業務仕様書において勤務日数や人員等の積算根拠を明確に提示し、提出された見積書との整合性を契約前に厳格に精査します。

2. 備品管理について

備品台帳の整備状況については概ね良好であったが、台帳に記載された備品と現物との照合が実施されていなかった。備品は、市の公費により取得された貴重な財産であるので、今後は備品管理に関する意識を一層高め、適正に管理していただきたい。

また、委託業者に対し公用車を貸与して業務を実施している場合には、当該業務内容を業務委託契約書に明記するとともに、公用車の管理に関しては、運転日誌の記録を義務付けるなど、適切な管理体制を構築されたい。さらに、損害保険の費用負担や、事故発生時及び修繕時の責任分担等についても契約締結時に明確に取り決めたうえで契約書に記載し、将来的なトラブルの未然防止を図られたい。

【措置内容】

備品台帳の整備について、台帳に記載された備品と現物との照合を実施し、適正に管理してまいります。

また、委託業者に対し公用車を貸与して実施している業務については、業務内容及び損害保険の費用負担や事故発生時ならびに修繕時の責任分担等について、業務

委託契約書に明記し、公用車の管理に関しては、運転日誌の記録を義務付けるなど、適切な管理体制を構築いたします。

すでに、令和8年度障害児学童保育事業委託において、仕様書に公用車の貸与、業務内容、損害保険の費用負担及び修繕時の責任分担について明記を行いました。また、運転日誌についても記録の義務付けを行い、状況確認を行うよう体制を整えました。

3. 豊前市地域子育て支援センター「たけのこ」の運営について

「たけのこ」において実施している一時預かり事業に関して、定員を超過して事業を実施している日が確認された。また、豊前市一時預かり事業実施要綱第6条において利用日数の限度が定められているにもかかわらず、限度を超える利用が行われていた事例も認められた。

これらの要因としては、事業責任者が現場に常駐しておらず、現場職員に業務が一任されていることにより、利用申込みに対する確認や決裁が事後報告となっており、責任の所在が不明確となっていることが挙げられる。今後、当該事業の拡大が予定されていることも踏まえ、より一層の適正な運営を確保する観点から、責任者の現場常駐体制の整備について検討されたい。

また、一時預かり事業に係る利用料金について、現行の要綱等に規定されていないことから、利用者への適切な説明責任を果たすためには、速やかに料金設定を明文化し、要綱等に明記されたい。

【措置内容】

豊前市子ども・子育て支援計画(第3期)において、こどもに関する拠点施設の機能強化を図ることとしているため、豊前市地域子育て支援センター「たけのこ」の運営方法等について、総務課と協議し適正な運営を確保できるよう努めてまいります。ただし、令和8年度においては事業責任者が現場に常駐していないため、一時預かり事業予約時の確認事項等について、職員、会計年度任用職員で再確認し、徹底を図ることといたしました。

また、一時預かり事業に係る利用料金については、要綱等への明記を行います。

4. 契約書の形式について

クラウド版生活保護システム利用契約書については、契約書本文が委託契約の形態となっており、利用(使用)契約としての体裁を備えていないことが確認された。また、外国人英会話講師派遣業務委託契約書に添付されている業務委託契約約款が、当該業務の性質にそぐわないものであった。契約の性質に応じた適切な契約形態及

び添付書類を選定し、契約内容との整合性を確保したうえで契約を締結されたい。

また、一部の契約においては、業務仕様書が契約書に添付されていない事例も見受けられた。契約内容の明確化及び履行管理の適正化を図る観点からも、契約締結時には必ず業務仕様書を添付し、契約書と一体として管理されたい。

【措置内容】

クラウド版生活保護システムの令和8年度利用契約については、デジタル化推進室と協議を行い、システム利用に則した使用契約を締結いたしました。

また、契約締結に関し、契約内容の明確化及び履行管理の適正化を図るため、今後契約締結時には業務仕様書を必ず添付し、契約書と一体的に管理することを徹底します。また、契約事務における確認を十分に行い、再発防止に努めます。

外国人英会話講師派遣業務委託契約に関しても、適切な契約形態及び添付書類を選定し、契約内容との整合性を確保したうえで契約を締結いたしました。